

## 岡崎市低炭素建築物計画認定に関する基準の取扱い

### (目的)

第1条 この規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定による低炭素建築物計画の認定の申請及び審査に関して必要な事項を定める。

### (認定基準)

第2条 法第54条第1項第2号に係る平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示（以下「告示」という。）第118号4.(2)③の都市の緑地の保全への配慮に関する取扱いは次のとおりとする。

一 建築物が、次の各号に定める地区又は区域のうち、緑地の保全に関する当該各号の制限の内容に適合しない場合は、原則、認定を行わない。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条に規定する緑地協定区域
- (2) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による条例に基づき認可された建築協定区域
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条に規定する風致地区

二 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地内においては、原則、認定を行わない。

第3条 告示第119号Ⅱ第2の所管行政庁が認めるものは、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。）第75条の3第1項の規定による「特定建築物環境配慮計画書」又は特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱（愛知県）第4条の規定による「特定外建築物環境配慮計画書」において、愛知県建築物総合環境性能評価システム（CASBEEあいち又はCASBEEあいち〔戸建〕）を用いて行ったライフサイクルCO<sub>2</sub>（温暖化影響チャート）の評価が「緑☆☆☆」以上かつ、建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価が「B+」以上のものとする。

### (申請図書)

第4条 法施行規則（平成24年省令第86号）（以下「省令」という。）第41条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関）又は、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関）（以下「適合性確認機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該適合性確認機関が交付する適合証

二 住宅の申請における、告示第119号Ⅰ第2.1-3に規定する基準の審査にあたり、告示第119号Ⅰ第2.1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあっては、その基準に適合する旨の認定書等

三 住宅の申請における、告示第119号Ⅱ第1.6に規定する基準の審査にあたり、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定

書の写し

四 告示第 119 号Ⅱ第 2 に規定する所管行政庁が認めるものの基準に係る審査については、前条の規定による特定建築物環境配慮計画書又は、特定外建築物環境配慮計画書の副本の写し

五 第 2 条第一号の地区又は区域内における申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書の写し等

六 申請を第三者へ委任する場合にあっては、委任状（様式第 1 号）

七 設計内容説明書（様式第 2 号）

八 都市計画基本図の写し

第 5 条 省令第 41 条第 3 項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 住宅の申請における、告示第 119 号Ⅱ第 1. 6 に規定する基準の審査にあたり、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

二 住宅の申請における、告示第 119 号Ⅰ第 2. 1-3 に規定する基準の審査にあたり、告示 119 号Ⅰ第 2. 1-2 (2) に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたもの

(報告)

第 6 条 告示第 118 号 4. (2)②の建築等の状況についての報告は、次の各号に定めるとおりとする。

一 法第 55 条第 1 項に基づく省令第 44 条第 1 項各号に該当する軽微な変更が生じた場合 変更届（様式第 3 号）、第 4 条第六号の委任状、第 4 条第七号の設計内容説明書（記載内容が変更する場合に限る）及び省令 41 条の図書のうち変更に係る図書

二 認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築等工事が完了した場合 認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（様式第 4 号）及び認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（様式第 5 号）

三 認定を受ける前において申請を取り下げようとする場合 取り下げ届（様式第 6 号）及び第 4 条第六号の委任状

四 認定を受けた後において認定に基づく工事を取りやめる場合 取りやめの申出書（様式第 7 号）、第 4 条第六号の委任状及び認定通知書

附則

この取扱いは、平成 24 年 12 月 25 日より施行する。